

○ 職員の賠償責任に関する規則

制 定 昭和 39 年 4 月 1 日 規則第 20 号
最近改正 平成 28 年 3 月 30 日 規則第 89 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 243 条の 2 の規定に基づく職員の賠償責任について必要な事項を定めることを目的とする。

(予算執行職員等の補助者の指定)

第 2 条 法第 243 条の 2 第 1 項後段に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める職にある者とする。

(1) 支出負担行為

ア 大阪市市長直轄組織設置条例(平成 24 年大阪市条例第 12 号)第 1 条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例(昭和 38 年大阪市条例第 31 号)第 1 条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、区長、市長が指定する教育次長、行政委員会事務局長及び市会事務局長(以下局長という。)が専決できるもの又は法令、条例若しくは規則により権限を有するものにあつては、危機管理室長及び主管部長(部長に準ずる者を含む。以下同じ。)。ただし、補助すべき部長のないときは、主管課長(課長に準ずる者を含む。以下同じ。)

イ 中央卸売市場長が専決できるものにあつては、主管課長

ウ 危機管理室長及び部長が専決できるものにあつては、主管課長

エ 課長が専決できるものにあつては、主管係長(係長に準ずる者を含む。以下同じ。)。ただし、課長代理(課長代理に準ずる者を含む。以下同じ。)があるときは、当該課長代理

オ 市長の決裁を要するものにあつては、局長

(2) 支出命令

予算担当係長

(3) 支出負担行為に関する確認

ア 会計管理者の決裁を要するものにあつては、会計室次長

イ 会計室次長の専決できるものにあつては、会計室会計管理担当課長

ウ 会計室会計管理担当課長の専決できるものにあつては、会計室会計管理担当課長代理

エ 出納員が行うものにあつては、当該確認につき補助する分任出納員

(4) 支払

ア 会計管理者の決裁を要するものにあつては、会計室会計管理担当課長

イ 会計室会計管理担当課長の専決できるものにあつては、会計室会計管理担当課長代理

ウ 出納員、区出納員若しくは企業出納員に委任されている場合にあつ

ては、出納員若しくは区出納員を直接補助する分任出納員若しくは区分任出納員又は企業出納員を直接補助する課長代理若しくは係長
エ 課長が受けた資金前渡に係る支払については、主管係長。ただし、課長代理があるときは、当該課長代理

(5) 法第 234 条の 2 第 1 項の監査又は検査

大阪市契約規則(昭和 39 年大阪市規則第 18 号)第 43 条の規定により監督又は検査を担当する職員として局長から指定された課長を直接補助する課長代理又は係長

(責任の所在)

第 3 条 前条各号に定める職にある者(以下補助職員という。)は、その上司から法令の規定に違反すると認められる支出負担行為その他の前条各号に掲げる行為(以下支出負担行為等という。)をすべき旨の命令を受けたときは、書面でその理由を明らかにし、当該上司を経て局長にその支出負担行為等をすることができない旨の意見を表示しなければならない。

2 補助職員が前項の規定によつて意見の表示をしたにもかかわらず、更に、上司が当該職員に対し同一の行為をすべき旨の命令をしたときは、その支出負担行為等に基づく賠償責任は、その命令をした上司が負うものとする。

(報告)

第 4 条 局長は、法第 243 条の 2 第 1 項前段に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したと認めるとき又は同項後段に規定する職員が法令、条例、規則等の規定に違反して支出負担行為等を行なつたこと若しくは怠つたことにより本市に損害を与えたと認めるときは、遅滞なく、自己の意見を付した報告書 2 通を作成し、1 通は総務局長を経て市長に、1 通は監査委員に提出しなければならない。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。